



# 熊谷市立江南北小学校

## 学校事故発生に伴う緊急対応マニュアル

### 緊急対応の「さ・し・す・せ・そ」

- さ 最悪のことを想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織的に



### 目 次

(1) いじめ	-----	2
(2) 不登校	-----	3
(3) 家出	-----	4
(4) 自殺	-----	5
(5) 校内暴力	-----	6
(6) 器物破損	-----	7
(7) 誘拐	-----	8
(8) 校内での児童の死亡事故	-----	9
(9) 校内での児童の負傷事故	-----	10
(10) 児童の食中毒事故（給食）	-----	11
(11) 児童の食中毒事故（修学旅行等）	-----	12
(12) ホームページ等を利用した脅迫	-----	13
(13) インフルエンザによる学級等閉鎖	-----	14
(14) 新型コロナウイルス感染症による対応	-----	15
(15) 校外での児童による傷害（死亡）事故	-----	16
(16) その他		

# い じ め

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人間尊重、生命尊重、暴力否定)
- (2) 児童の悩み、願い、不安を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

- A 被害者
- B 加害者
- C 事故内容

- いつ・いつから ○どこで ○だれが ○どのようにして ○どうなった
- 廻りの児童の様子はどうか

### (2) 被害者、加害者に関する情報把握

- 交友関係(校内及び校外) ○出欠状況及びその理由 ○校内での生活状況
- 家族構成及び養育態度

### (3) 職員の対応

- 職員に事実関係を説明する。(秘密保持)
- 職員より情報を収集する。(学習状況、生活状況、性格行動等)
- 職員の役割分担を決める。(場合により校内対策委員会を組織する。)
  - ・被害者、加害者児童への対応
  - ・他の児童への対応
  - ・家庭(被害、加害児童)への対応
  - ・PTAへの対応(会長への報告、保護者開催等)
  - ・場合により諸機関への連絡
- 教育委員会への報告、指導助言を受ける。

## 3 今後の取組

- 児童指導体制の再確認
  - ・教職員間の連絡を緊密化し、共通理解、共通行動に努める。
- 教育相談活動の充実に努める。－児童の悩み、願い、不安の把握
- 学級経営の充実・改善に努める。－望ましい人間関係の育成
- 月のいじめ調査の見直しと改善

# 不登校

## 1 基本方針

- (1) 児童が主体的に活動する学習指導を推進する。
- (2) 児童の心を的確につかみ、それに即応した教育を推進する。

## 2 当面の対応

- (1) 長欠児童に対する状況把握
  - 氏名 ○学年・組 ○出欠の状況と理由 ○現在の状況 ○性格行動の特徴
  - 家庭環境（家族構成、保護者の教育への関心等） ○交友関係 ○学習状況
- (2) 学校での現在までの取り組み状況の検討・整理・記録
  - 家庭訪問 ○本人への指導 ○保護者への指導・助言、連携
  - 学習権の保証 ○関係諸機関との連携（民生児童委員、児童相談所等）
  - 指導記録

## 3 今後の取組

- 本人・家族との連携の強化
- 関係諸機関との連携強化
  - ※場合によっては、専門医への依頼
- 校内研修により指導力の向上に努める。
  - ・不登校児童に対する共通認識
  - ・事例研修
  - ・教育相談の意義と手法
- 教育相談活動の充実に努める。－児童の悩み、願い、不満の把握
- 学級経営の充実・改善に努める。－望ましい人間関係の育成

# 家 出

## 1 基本方針

- (1) 児童が主体的に活動できる場や機会を十分に考慮した教育を推進する。
- (2) 児童の悩み、願い、不満を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

- A 学校は、家出の情報を「いつ」「誰から」「どんな方法（電話等）で」「学校の誰が最初入手し」把握したか。
- B 家出当日の様子はどんな様子であったか。（確認項目）
  - 家を出た時刻
  - 本人の服装
  - 髪型
  - 所持金
  - 乗り物

### (2) 学校の対応

- A 本人に関する情報把握（確認項目）
  - 家族構成
  - 交友関係
  - 事故前後の様子
    - ・ 出欠状況－欠席・遅刻・早退日数及びその理由
    - ・ 日頃出入りしていた場所
  - 立ち寄りそうな親戚等の家
- B 職員の対応
  - 熊谷市教育委員会への報告、指導助言を受ける。
  - 職員に事実関係を説明する。（秘密保持）
  - 職員より情報を収集する。
  - 校内緊急対策委員会を設置する。
  - 役割分担を決めて捜索する。（放課後等）
  - 一般児童への対応を検討する。
- C 家庭への対応
  - 家庭訪問（担任、学年主任、管理職）
    - ◆ 事実関係を確認する。
    - ◆ 今後の対応について家族の考えを聞き、相談・助言する。
    - ◆ 学校の対応を説明し、了解を得る。
  - ※場合により、警察へ捜索願を出すよう助言する。
- D マスコミ等への対応を考える。

## 3 今後の取組

- 学級経営の充実・改善に努める。－望ましい人間関係の育成
- 事故関係児童の継続的観察・指導をおこなう。
- 教育相談活動の充実に努める。－児童の悩み、願い、不満の把握
- P T A への啓発

# 自 殺

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。
- (2) 児童の悩み、願い、不満を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

- A 事故者の確認
- B 発見者の確認と発見状況
- C 事故の状況（確認項目）
  - いつ ○どこで ○だれが ○どのようにして ○どうなった

### (2) 事故者に対する情報収集

- A 原因の追及（確認項目）
  - 遺留品（書き置き・メモ・日記等） ○児童・保護者・職員・その他からの情報
- B 家族構成及び家庭状況
- C 学校生活
  - 学習生活 ○性格行動 ○対人関係 ○欠席状況 ○クラブ ○その他

## 3 学校の対応

- A 職員・教育委員会・PTA・児童への対応
  - 職員に事実関係を説明する。（秘密保持）
  - 教育委員会へ報告し、指示助言を受ける。
  - PTA会長に連絡し、協力を得る。
    - ※場合によっては、保護者会を開催し、事情を説明する。
  - 児童全員に報告し、動揺を防ぐ。
- B 警察、マスコミ等への対応
  - 警察より情報を得る。
  - マスコミへの対応のため、窓口を一本化する。（管理職）
- C 葬儀等への対応
  - 対策委員会を設置する。
    - ア 学校としての対応
      - ・通夜、葬儀への参加者、弔意の示し方等について検討
    - イ PTAとしての対応
      - ・PTA会長への連絡
      - ・通夜、葬儀への対応について相談

# 校内暴力

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人間尊重、生命尊重、暴力否定)
- (2) 児童の悩み、願い、不満を継続的につかみ、それに即応した教育を推進する。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

- A 被害者
- B 加害者
- C 事故内容

- いつ どこで だれが どのようにして どうなった
- 負傷の程度(入院の場合 病院名 電話番号)
- 警察への連絡の有無

### (2) 学校の対応

#### A 被害者への対応

- 応急治療(場合により病院へ) 保護者への連絡 ※見舞い等

#### B 加害者への対応

- 興奮を静め、事情聴取 今後の生活についての指導
- 保護者を学校に召集
  - ・事故の概要説明
  - ・保護者の考え聴取、学校の意向を伝える。

#### C 職員の対応

- 職員に事実関係を説明する。(秘密保持)
- 教育委員会への報告、指導助言を受ける。
- 一般児童への対応を検討する。
- PTA会長へ連絡する。
  - ※場合により、全校・学年保護者会開催
- マスコミへの対応のため、窓口を一本化する。(管理職)
- 場合により警察との連携を図る。

## 3 今後の取組

- 入院の場合は、見舞い等について検討する。
- 学級経営の充実・改善に努める。－望ましい人間関係の育成
- 事故関係児童の継続的観察・指導をおこなう。
- 教育相談活動の充実に努める。－児童の悩み、願い、不満の把握

# 器物破損

## 1 基本方針

- (1) 豊かな心と実践力を育てる教育を推進する。
- (2) 潤いと安らぎのある教育環境づくりを推進する。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

A 事故者（判明している場合）

B 事故内容

- いつ ○どこで （○だれが ○どのようにして） ○破壊の内容
- 経過及び原因 ○警察への連絡の有無

### (2) 学校の対応

- 破壊された箇所、物の確認と整理、応急処理及び 修繕
- 職員への報告 事実関係を説明する。
- 保護者を学校に召集（場合によっては、家庭訪問－複数の職員で対応）
  - ・事故の概要説明
  - ・保護者の考え聴取、学校の意向を伝える。
- 教育委員会への報告、指導助言を受ける。
- 一般児童への対応を検討する。
- 場合により P T A 会長へ連絡し、協力を得る。
  - ※場合により、全校・学年集会開催
- マスコミへの対応のため、窓口を一本化する。（管理職）
- 場合により警察との連携を図る。

## 3 今後の取組

- 学級経営の充実・改善に努める。－望ましい人間関係の育成
- 事故関係児童の継続的観察・指導をおこなう。
- 教育相談活動の充実に努める。－児童の悩み、願い、不満の把握

# 誘 拐

## 1 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

A 学校が、情報を得た時点でのことを明確にしておく。

○いつ情報を得たか ○誰から情報を得たか ○誰が情報を得たか

○どんな状況で情報を得たか

B 事故内容

○事故者氏名 ○事故者学年・クラス ○経過及び原因 ○警察への連絡の有無

### (2) 学校の対応

○教育委員会への報告、指導助言を受ける。

○職員に事実関係を説明する。

○職員の役割分担等対応について検討する。

・教育委員会との連絡

・事故家庭との連絡

・警察との連絡

・PTAへの対応

・一般児童への対応

・警察への対応

・マスコミへの対応（窓口の一本化）

・全家庭への対応

※場合により文書作成、配布

○防犯メールの送信

## 2 今後の取組

○最悪の場合の対応を考えておく。

○場合により全家庭に文書を配布して協力を依頼する。

○事故関係家庭・警察との継続的な連絡を保つ。



# 学校内での児童の死亡事故

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人権尊重、生命尊重)
- (2) 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断の元に安全に行動できるような児童を育てる教育を推進する。

## 2 確認事項

- (1) 事故者の日常の健康状態の把握
  - 診断表 ○家庭からの連絡票 ○日常の活動
  - 当日の本人の健康状態(睡眠時間、朝食、前日の生活、その他事故に至るまでの生活の日程と健康状態)
- (2) 事故発生から救急車が到着するまでの行動
  - 処置の様子 ○病院の指定 ○保護者への連絡(いつ、誰が、病院の指定)
- (3) 授業等(授業時間中の事故の場合)
  - 年間指導計画(学習指導要領との関連) ○教材名 ○指導過程
  - 保健、安全上の配慮
    - ア 事前の指示(基礎的な知識の押さえ、指導助言)
    - イ 児童の実態把握
    - ウ 準備運動
    - エ 施設、用具の安全点検
    - オ その他

## 3 当面の対応

- 職員に事実関係を説明する。
- 関係諸機関へ連絡する。
- 緊急対策委員会を設置する。
- 事故の保護者へ事情を説明する。
- PTA会長へ連絡する。(事情説明、通夜、葬儀への対応等)
- 一般児童への対応を検討する。
- 病院・警察との連絡調整を図る。
- マスコミへの対応のため、窓口を一本化する。(管理職)

## 4 今後の取組

- 警察との対応、情報収集
- 日本スポーツ振興センターへの申請ー葬儀後、速やかに
- 児童一人一人の健康チェックと留意事項の確認

# 学校内での児童の負傷事故

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人権尊重、生命尊重)
- (2) 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断の元に安全に行動できるような児童を育てる教育を推進する。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

- A 負傷者 氏名・学年・組・保護者・住所・電話番号
- B 事故の状況
  - 日時(校時・教科) ○指導者 ○場所 ○事故時の学習内容
  - 事故の原因 ○負傷の程度
- C 事故発生直後の処置
  - 事故発生の通報―――誰が、誰に、時刻
  - 応急処置―――誰が、どこで、どのような、時刻
  - 救急車の手配―――通報者、同乗者、時刻
  - 家庭への連絡
  - 教育委員会への速報
- D 治療後の状況

### (2) 学校の対応

- 教育委員会への報告、指導助言を受ける。
- 職員に事実関係を説明する。
- 職員の役割分担等対応について検討する。
  - ・教育委員会との連絡
  - ・事故家庭との連絡
  - ・場合により警察との連絡(授業時の場合:年間指導計画・学習指導要領との関連)
  - ・PTAへの対応
  - ・一般児童への対応
  - ・マスコミへの対応(窓口の一本化)
  - ・全家庭への対応 ※場合により文書作成、配布

## 3 今後の取組

- 事故原因を究明しその除去に努める。
- 安全指導の見直し
  - ・全体計画・年間指導計画 ・特別教室、準備室等の安全確保、整理整頓
  - ・備品、薬品等の安全管理(現有数量の把握、台帳・現物の照合、年度内必要数と購入数量) ・作業・実験等の手順・指導方法の見直し

# 児童の食中毒事故（給食）

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。（人権尊重、生命尊重）
- (2) 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断の元に安全に行動できるような児童を育てる教育を推進する。

## 2 確認事項

- (1) 事故者の氏名、症状
- (2) 食事内容、食事場所、食事時間（発生前24時間）
- (3) 給食献立（現物確保）
- (4) 該当者以外の児童の健康状態
- (5) 給食指導（年間指導計画、給食に関する保健指導）
- (6) コンテナ室等の管理状況

## 3 当面の対応

- 学校医、教育委員会へ連絡する。
- 学校医の意見に基づき、事後措置の計画を立案する。（学校保健委員会との連携）
  - ・出席停止
  - ・臨時休業
  - ・消毒
  - ・健康診断
  - ・その他
- PTA会長へ連絡する。
- 保護者へ事情を説明する。
- 一般児童への対応を検討する。 ※全校集会等の開催
- マスコミへの対応のため、窓口を一本化する。（管理職）

## 4 事後処理

- 食中毒発生原因の究明、原因除去（関係機関との協力）
- 指導体制、救急体制、施設・設備の点検、改善

# 児童の食中毒事故（修学旅行等）

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。（人権尊重、生命尊重）
- (2) 日常生活の中に潜む危険を予測し、適切な判断の元に安全に行動できるような児童を育てる教育を推進する。

## 2 確認事項（事故発生時の状況把握）

- (1) 事故者の氏名、症状
- (2) 入院先病院名、住所、電話番号
- (3) 食事内容、食事場所、食事時間（発生前24時間）
- (4) 該当者以外の児童の健康状態

## 3 当面の対応（現地）

### (1) 緊急対策会議（引率職員全員）

- 引率職員の役割分担
- ア 収容先病院への対応
- イ 学校との連絡（保護者）
- ウ 健康な児童への対応
- エ その他(当該保健所との連携)

### ○日程の変更

- ア 帰校のための交通機関の手配
- イ 児童への事情説明、日程変更の通告

### (2) 学校への報告

#### ○緊急対策会議の内容の報告

- ア 日程の変更
- イ 健康な児童の様子
- ウ その他（応援職員の依頼等）

## 4 学校の対応

- (1) 関係諸機関への報告
- ア 教育委員会
- イ 学校医

- (2) P T A会長への協力依頼

- (3) 緊急職員会議の召集
- ア 応援職員の現地への派遣
- イ 児童の受け入れ態勢に伴う授業変更
- ウ 保護者への事情説明
- エ 入院児童の保護者現地へ、付き添い職員派遣
- オ その他

## 5 事後処理（帰校後）

- (1) 事故の概要説明及び報告（職員、教育委員会）
- (2) 現地に入院している児童の見舞い、付き添いの交替
- (3) 現地での事後処理
- (4) 帰校した児童の健康診断、観察指導

## 6 配慮事項

- 食中毒発生原因の究明、問題点の検討（関係機関との協力）
- 修学旅行記録の整理（指導計画：事前指導の内容、現地での行動等）
- マスコミへの対応のため、窓口を一本化（管理職）

# ホームページ等を利用した脅迫

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を推進する。(人権尊重、生命尊重)
- (2) 地域や他の教育機関等との連携を図り、基本的な対応の仕方について共通理解する。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

A 学校が、情報を得た時点でのことを明確にしておく。

- いつ情報を得たか ○誰が誰から情報を得たか ○どんな状況で情報を得たか

B 情報内容の確認

- 脅迫等の内容 ○脅迫等の及ぶ範囲(可能性も含めて)

### (2) 学校の対応

A 緊急対策会議、職員会

○事実関係の再確認

○職員の役割分担等対応について検討

・連絡及び対応

(教育委員会、情報提供家庭(児童)、警察、PTA、一般児童、マスコミ(窓口の一本化)、全家庭への対応、兄弟姉妹のいる中学校との連携)

※場合により文書作成、配布：中学校と同一歩調で

B 児童、保護者への連絡及び指導(ケースバイケースにより)

・緊急児童会 ・緊急保護者会 ・学年(学級)指導

(文書による連絡、今後の情報提供の依頼等)

## 2 今後の取組

○最悪の場合の対応を考えておく。

○場合により全家庭に文書を配布して協力を依頼する。

○情報提供家庭(児童)・警察との継続的な連絡を保つ。

○児童・保護者への連絡、指導の後、経過を記録する。

# インフルエンザによる学級等閉鎖

## 1 基本方針

- (1) 情報収集に努めるとともに、地域の施設や他の教育機関等と連携をとり、蔓延防止のため、適切に対応する。
- (2) 児童への保健指導、学校における流行の予防措置について徹底を図る。

## 2 確認事項（日常業務の中で習慣化）

- (1) 日常の健康状態の把握
  - 「朝の会」での健康調査
  - 保護者からの連絡
  - 「連絡ノート」から
  - 日常の活動（部活動等）
- (2) 出欠席人数の把握（欠席者名と欠席理由が全職員に）
  - 第1校時始業前に出欠黒板の記入
    - ・各学年で手分けをして欠席者で連絡のない者の所在の確認（電話等により）
    - ・欠席者名と欠席理由が全職員にわかるように学年ごとに欠席者一覧表を日めくり表にして各学年掲示板に掲示。
  - 養護教諭が、健康調査結果の欠席数と出欠黒板の欠席数を確認
  - 早退者、遅刻者の把握
    - ・職員室内の各学年掲示板に貼ってある欠席者一覧表に記入（授業者）
    - ・早退者は、帰宅したらすぐに学校に電話入れる。（欠席者一覧表に記入）

## 3 当面の対応

- 校長、教頭、保健主事、養護教諭、学年主任で児童の様子、欠席数等の再確認
- 学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の決定（蔓延防止の観点より、大局的に）
  - ・学校医の意見を聞く。
  - ・インターネットより情報の収集
  - ・朝のマラソン、体育授業をどうするか。
  - ・給食をとるか。（給食センター連絡）
- ※ 学級等閉鎖を決定する以前の日に部活動中止や午後授業カット等の対応措置を講じておく。
- 臨時（緊急）職員会議を開き、周知するとともに各職員の動きについて確認
  - ・休んでいる児童への電話連絡：「〇〇日～〇〇日は〇〇閉鎖です。」
  - ・帰りの会で、「学級（等）閉鎖について（お知らせ）」のプリントを配布、予防指導
- 給食センター、中学校、PTA会長、教育委員会、学校医に連絡
  - ・給食センター：返金は、なし。後日配布される食物等の確認
  - ・中学校：小学校で配布した学級等閉鎖のプリントをメール、ファックス等で送付し、弟や妹のいる家庭に対して小・中学校が同一歩調であることを意識付ける。
  - ・教育委員会に報告：電話及び規定文書をファックス（「出席簿の記載の仕方」の確認）

## 4 今後の取組

- 児童の健康状態の把握とインフルエンザ情報の収集を継続する。
- 閉鎖による学習遅延の対策を講ずる。

# 新型コロナウイルス感染症による対応

## 1 基本方針

- (1) 情報収集に努めるとともに、地域の施設や他の教育機関等と連携をとり、感染防止のため、適切に対応する。
- (2) 児童への保健指導、学校における流行の予防措置について徹底を図る。

## 2 確認事項（日常業務の中で習慣化）

### (1) 日常の健康状態の把握

- 「朝の会」での健康調査      ○保護者からの連絡「健康観察カード」から
- 終日（体育授業は除く）マスクの着用
- ソーシャルディスタンス（1 m以上）の徹底
- 時間ごとの換気（常時窓開放）トイレや水道に並ぶときは間隔をとらせる。

### (2) 出欠席人数の把握（欠席者名と欠席理由が全職員に）

- 第1校時始業前に出欠黒板の記入
  - ・各学年で手分けをして欠席者で連絡のない者の所在の確認（電話等により）
  - ・欠席者名と欠席理由が全職員にわかるように学年ごとに欠席者一覧表を日めくり表にして各学年掲示板に掲示。
- 養護教諭が、健康調査結果の欠席数と出欠黒板の欠席数を確認
- 早退者、遅刻者の把握
  - ・早退者は、別室（第2保健室）で待機させ保護者に迎えに来てもらう。

## 3 当面の対応

- 校長、教頭、保健主事、養護教諭、学年主任で児童の様子、欠席数等の再確認
- 学校閉鎖の決定
  - ・市教委の指示を聞く。                      ・保健所の指導を聞く。
- 臨時（緊急）職員会議を開き、周知するとともに各職員の動きについて確認
  - ・休んでいる児童への電話連絡：「〇〇日～〇〇日は〇〇閉鎖です。」
  - ・帰りの会で、「学校閉鎖等について（お知らせ）」のプリントを配布、学校メールでも周知
- 給食センター、中学校、PTA会長、教育委員会、学校医に連絡
  - ・給食センター：返金は、なし。
  - ・中学校：小学校で配布した学校閉鎖等のプリントをメール、ファックス等で送付し、弟や妹のいる家庭に対して小・中学校が同一步調であることを意識付ける。
  - ・教育委員会に報告：電話及び規定文書をファックス（「出席簿の記載の仕方」の確認）

## 4 今後の取組

- 学級（学校）閉鎖による学習遅延の対策を講ずる。

# 学校外での児童による傷害（死亡）事故

## 1 基本方針

- (1) 人間尊重の教育を徹底する。（人権尊重、生命尊重、善悪の判断、思いやりの心）
- (2) 学校の危機管理意識を高める。

## 2 当面の対応

### (1) 事実関係の把握

- A 負傷（死亡）者（氏名者・住所・電話番号等）
- B 事故の状況（日時、場所、原因、傷害の程度）
- C 事故発生直後の処置（通報（誰が、誰に、時刻）、応急処置（誰が、どこで、どのような、時刻）、救急車の手配（通報者、同乗者、時刻）、家庭への連絡、警察への連絡）

### (2) 学校の対応

- 事実関係の確認と全職員への周知
- 対応の検討（被害者、加害児童、加害児童の保護者、他の全校児童、他の保護者、学校関係者、地域、報道関係者、教育委員会、警察）
- ①被害者への対応
- ②加害児童とその保護者への対応
- ③教育委員会への報告
- ④警察への対応
- ⑤集会計画の立案と職員の役割分担、準備
- ⑥報道関係者への対応（電話対応、記者対応計画＜タイムキーパー兼司会、書記2名、録音準備等分担＞＜対応回数、対応時間、場所の決定＞＜報道関係者による交通渋滞解消のため、警察に連絡＞）
- ⑦学校関係者、地域（PTA役員、学校評議員等）への対応

## 3 今後の取組

- 事故原因を究明し、再発防止に努める。（職員研修会、児童支援会議等）
- 他の児童の心のケアに努める。（全校児童毎週一回ずつの「心のケア アンケート」を実施し、児童一人一人の不安を解消する。）
- 道徳教育、人権教育の充実を図る。
- 児童との今までの接し方を分析し、その対応を具体的に考える。
  - ・地域とのさらなる連携
  - ・報告、連絡、相談の徹底
- 学校として、被害者及び加害者の児童への具体的な対応を検討する。